

◎地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の主なもの

種類	取得期間	特例率	適用期間
児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を得た者が、当該事業の用に供する償却資産	—	1 / 3	期限なし
水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	1 / 2	同上
下水道法に規定する下水道除害施設	同上	4 / 5	同上
再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による再生可能エネルギー発電設備	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	太陽光発電設備 (特別措置法の認定を受けたものを除く) (1) 発電出力が 1,000kw 未満 2 / 3 (2) 発電出力が 1,000kw 以上 3 / 4	3 年間
子ども・子育て支援法による補助（企業主導型保育事業費の運営費）を受けた特定事業所内保育施設	H29. 4. 1～ R6. 3. 31	1 / 3	5 年間
中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って、中小事業者等が取得した設備等	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	1 / 2 ----- 認定先端設備等導入計画に雇用者給与等支給額の増加に係る事項の記載がある場合で、 R5. 4. 1～R6. 3. 31 に取得 取得後の 5 年度分 1 / 3 R6. 4. 1～R7. 3. 31 に取得 取得後の 4 年度分 1 / 3	3 年間

※申請方法等については、家屋償却係にお問い合わせください。